組 織 規 程

規程第4号

一部改正 平成24年12月12日

(総 則)

第 1 条 公益財団法人社会貢献支援財団(以下「この法人」という。)の事務局の構成、 運営、職員の任免、その他組織に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(事務分掌)

第 2 条 この法人の事務を掌理するため事務局に、総務部及び事業部を置く。

- 第 3 条 総務部においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 文書及び諸規程に関すること。
 - (2) 評議員会及び理事会に関すること。
 - (3) 予算、決算及び会計に関すること。
 - (4) 職員の人事、給与、福利厚生に関すること。
 - (5) 契約に関すること。
 - (6) この法人の庶務に関すること。
 - (7) 債権の運用に関すること。
 - (8) その他、事業部の所掌に属しないこと。
- 第 4 条 事業部においては、次の事務をつかさどる。
 - (1)表彰選考委員会に関すること。
 - (2) 被表彰者の調査及び選考に関すること。
 - (3) 表彰の実施に関すること。
 - (4) 講演会又は座談会の開催、パンフレット、事績集、伝記等の刊行に関すること。
 - (5) 被表彰者等の当該業務に対する支援及び普及に関すること。
 - (6) その他、表彰に関すること。

(職員等)

- 第 5 条 事務局に総務部長・事業部長の他、必要な職員を置く。
- 2 総務部長及び事業部長は、役員の命を受け所掌事務を統括する。

第 6 条 前条の職員のほか、必要がある場合において、嘱託又は臨時職員を置くことができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、平22年9月1日から適用する。

附則

本規程は、平24年12月12日から適用する。